

愛車の住所変更も忘れずに

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、本県では、6月に課税しています。

自動車税種別割の納税通知書は、原則として運輸支局に登録されている住所（車検証に記載されている住所）にお送りしています。道路運送車両法では、自動車の所有者の氏名や住所等に変更があったときは、運輸支局で変更登録の申請をしなければならないと定められています。この変更登録をしていただくと、自動車税種別割の納税通知書も変更後の住所に送られることになります。

すぐに変更登録の手続きができない場合は、電話又はFAXにより、最寄りの県税事務所までお届けください。

FAXの場合は裏面をご利用ください。

また、青森県電子申請・届出システムでも受付しています。

<https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/>

右記の二次元バーコードからアクセスできます。



各県税事務所の連絡先については裏面をご覧ください。

※ 軽自動車税種別割（二輪の自動車を含む）については市町村の税金となりますので、お住まいの市町村の税務担当窓口にお問い合わせください。

注：この届出は自動車税種別割の納税通知書の送付先変更を行うものです。

なお、車検証の住所を変更する場合は、運輸支局で住所の変更登録が必要です。

自動車の登録については

・東北運輸局青森運輸支局

青森市大字浜田字豊田139-13

TEL 050-5540-2008

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/am/am-index.html>

・東北運輸局青森運輸支局 八戸自動車検査登録事務所

八戸市桔梗野工業団地二丁目12-12

TEL 050-5540-2009

※ 軽自動車については、軽自動車検査協会で、車検証の記載事項変更の申請をしてください。



住所(居住)変更届は
裏面です。

○FAXにより届出される方は、必要事項を記載のうえ、この面をそのまま送信してください。

住所（居住）変更届

① 登録番号	区 分				車 種			か な		番 号				
	青	青森	八戸	弘前										
ふりがな														
② 氏 名														
③ 旧 住 所														
④ 新 住 所 〔できるだけ詳しく記入してください。〕	〒				都 道 府 県				市 郡 町 村					
									丁目		番 番地		号	
									方 アパート 住宅		棟		号	
	⑤ 電話番号 〔必ず記入してください。〕													
(自宅・勤務先・携帯電話・その他)														
☎ () -														

※①～⑤までの事項をすべて記入してください。

①の記入例 ナンバーが **青森 500 さ 12-34** の場合

区 分			車 種			か な	番 号			
青	青森	八戸弘前	5	0	0	さ	1	2	3	4

○各県税事務所の連絡先は…

県税事務所	電 話 番 号 F A X 番 号	所 在 地
青森県中央県税事務所	017-722-1111 内線 6616～6618 017-773-1371	青森市新町二丁目 4 - 30 青森県庁舎北棟 1 階
青森県中南県税事務所	0172-32-1131 内線 233・333 0172-35-6547	弘前市蔵主町 4 弘前合同庁舎 2 階
青森県三八県税事務所	0178-27-5111 内線 205～207 0178-27-3817	八戸市尻内町鴨田 7 八戸合同庁舎 1 階
青森県西北県税事務所	0173-34-2111 内線 210・211 0173-34-2110	五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎 1 階
青森県上北県税事務所	0176-22-8111 内線 211～214 0176-22-8135	十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎 1 階
青森県下北県税事務所	0175-22-8581 内線 210・211 0175-22-3106	むつ市中央一丁目 1 - 8 むつ合同庁舎 1 階